（領収証書の亡失等）

第九十八条　機構は、現金の送付に係る領収証書を亡失又は毀損した場合には、日本銀行からその送付済の証明を受けなければならない。

（情報の提供等）

第九十九条　機構は、厚生労働大臣の求めに応じて、速やかに、年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

（徴収金の還付請求）

第百条　厚生労働大臣は、徴収金を納付した者が、納付義務のない徴収金を納付した場合においては、当該納付義務のない徴収金の額（以下この条において「過誤納額」という。）について、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第七条の規定に基づき調査決定し、当該納付義務のない徴収金を納付した者（以下この条において「納付した者」という。）に対し、過誤納額還付通知書を送付しなければならない。この場合において、還付する額は、納付した額のうち、同条の規定に基づき調査決定した時における過誤納額に相当する額とする。

2　前項に規定する過誤納額還付通知書に記載する事項は、次のとおりとする。

一　納付した者の氏名

二　過誤納に係る調査決定をした年月日

三　還付する額

四　還付する理由

五　その他必要な事項

3　第一項の還付を請求しようとする者（以下この項及び次項において「還付請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　還付請求者の氏名（還付請求者が納付した者の相続人である場合にあっては、還付請求者の氏名及び還付請求者と死亡した納付した者との身分関係）及び住所

二　納付した者の氏名

三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　第二条第一項第四号イ、第十七条第一項第四号イ、第三十二条第一項第四号イ及び第四十七条第一項第四号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ　第二条第一項第四号ロ、第十七条第一項第四号ロ、第三十二条第一項第四号ロ及び第四十七条第一項第四号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

四　その他必要な事項

4　前項の場合において、還付請求者が納付した者の相続人であるときは、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　納付した者の死亡を明らかにすることができる書類

二　先順位の相続人であることを明らかにすることができる書類

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（基礎年金番号）	（基礎年金番号）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。	2　法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）に基づく事業に関する事務	二　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による被保険者の資格に関する事務
三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による被保険者の資格に関する事務	三　削除
四～二十五　（略）	四～二十五　（略）
（削る）	二十六　年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二百十一号）第一条第一項の規定による求め及び同令第四条の規定による通知に関する事務
二十六・二十七　（略）	二十七・二十八　（略）

（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第三条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十八条第五項第二号ホの厚生労働省令で定める事務）	（法第三十八条第五項第二号ニの厚生労働省令で定める事務）
第八条　法第三十八条第五項第二号ホの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。	**第八条**　法第三十八条第五項第二号ニの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
一～六　（略）	一～六　（略）